

報告第30号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：消防本部)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	236,016円
相手方	徳島市在住の男性
事故発生年月日	令和2年3月16日
事故発生場所	小松島市小松島町字外開県道上

事故の概要

救急車にて緊急走行中、事故発生場所交差点に進入したところ、左側から直進してきた相手方車両と接触したものの。

令和2年9月24日 専決第11号

小松島市長 中山 俊雄